

共同研究プロジェクト「近年出土殷周時代青銅器銘文考釈」報告の一

射漁礼関係金文考釈

高澤 浩一
浦野 俊則

はじめに

この研究報告は、東アジア学術総合研究所共同研究プロジェクト「近年出土殷周時代青銅器銘文考釈」において、平成二十年に行った研究成果の一部分として報告するものである。このプロジェクトは、三年計画で近年出現の殷周時代の金文二百餘件について考釈することになっている。その初年度に考釈した件数は数十件に及ぶ。本冊では全てを報告できないので、その一部分として、銘文中に射漁の儀礼に関する記述のあるものを抽出して報告する。

射漁の儀礼に関する金文は、古くから伝来するものを含めると、二十件ほどある。今回、考釈の対象としたのは、次の五件である。すなわち、伝世の事例より、五件増加したことになる。

- 一 作冊般竈 殷晚期
- 二 柞伯簋 西周早期
- 三 長由盃 西周中期
- 四 老簋 西周中期

五 義盃蓋 西周中期

右のうち、長由盃は一九五四年の出土で、旧知に属するものであるが、民国時代以前からの伝世品ではないということも考慮して、今回の考釈に加えた。また、プロジェクトにおいては、六名のメンバーが考釈を分担して進めているが、この五件については、高澤と浦野の二名が担当したので、この二名を執筆者として公開することとした。五件のそれぞれの担当者は、各銘文の末尾に表示した。

なお、射漁の儀礼に関しては、『周礼』等の文献に見える射や漁の礼に比較すると、西周金文中に見える記述は、儀礼として存在していたことは確かであるが、他の儀礼との関係が明確ではなく、文献上の在り方に比して、未発達の感があり、その隔たりは相当に大きいとということを感じ得る。今回の考釈作業を通じて、このような概観を得ることができると同時に、近年出土銘文から、従来の知見にはなかった点が判明した部分がある。その部分については、各考釈の末尾に付した案語を参照されたい。

凡例

- 一 〈隸定〉の項は、金文の字形を楷書（明朝体）に置き換えるのが本義であるが、金文の文字構造に近い文字がない場合は、明朝体の字体で作成した場合及び同義字を代用した場合がある。
- 二 〈隸定〉の本文は、金文と同じ位置で行を替えて表記した。行頭の数字は、行数を示す。
- 三 〈註釈〉の行頭の数字は、〈隸定〉に記した行数である。

一 作冊般龜

〈時期〉殷晚期

〈所蔵〉中国国家博物館（二〇〇三年収蔵）

〈隸定〉

- 1 丙申王迭于洹隻
- 2 王一射□射三率亡灋矢
- 3 王令寤殖兄于乍册
- 4 般曰奏于庸乍母寶

〈通読〉

丙申、王洹より迭（出）でて、獲たり。王一たび射し、□射すること三たび、率て法矢なし。王寤殖に命じて作冊般に賜らしめて曰はく、「庸（器）に奏せよ」と。母の寶（彝）を作る。



〈銘文拓影〉『中国歴史文物』2005-1

〈現代語訳〉

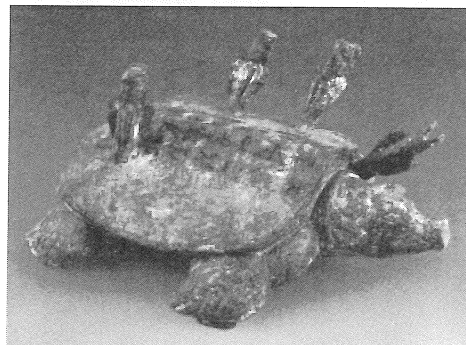
丙申の日、王が洹から出かけた際に（この龜を）獲た。（この龜を的にして射たところ）王は一回射し、□射は三回射したが、すべてのを外れた矢がなかった。王は、寢廬に命じて作冊般に贈らせて、このようにおっしゃった。「器に明記せよ」と。（これを機に作冊般は、亡き）母の（靈を祀る）宝（器）を作った。

〈註釈〉

1 逃 李学勤は著録 a に、「辵に従い、戈の声」とし、過去の諸家の釈義を斟酌して、「過」の義を採用している。朱鳳瀚は著録 b に、字形を「逃」として、出行、往來の義と解している。王冠英は著録 c に、卜辞の用例からいえば、巡視、巡察などの義があると言っている。

この字、拓影は模糊としているが、写真によると、「弋」形が見える。すなわち、「辵に従い、弋の声」というべき形であるが、従来、甲骨文でも金文でも逃に釈して、「戈」形と「弋」形との区別を明確にしていなかった。同一字であるか、区別すべきであるか検討を要するところであるが、当面、「逃」に隸定し、義は「出る」を採っておく。

1 洹 著録 a b c ともに、「洹水」という。今、安陽の殷墟の中を流れている川も洹水、洹河と呼ばれている。この川を指しているであろう。安陽殷墟の洹水右岸には、殷晩期の大規模な建築遺構がある。この遺構付近から多量の甲骨が出土しており、左岸北方には、王後の陵墓区がある。殷墟区域は、殷王の重要な儀礼を行う場所であったと考えられる。本器の出土地は不明であるが、銘文から見ると、殷墟付近で行われた狩（田獵）において、得た龜を射の対象にしたものと見られる。



〈器影〉（『中国歴史文物』2005 - 1）
首尾長 21.4cm 最大幅 16cm
通高 10cm 重 1605.6 g

1 獲 銘文の字形は、「隻」であるが、甲骨文では、「獲」の義に用いるのが通例である。この文においても、田獵における獲物の獲得を言うものと解釈できる。著録 a b ともに、この器の形となっている竈を獲得したと解している。獲物の種別や数量を記していない点から見ても、この解釈が正しいであろう。

2 王射 朱鳳瀚 b は、この部分を「王一射」と読んでいる。「一」字があるのかないのか、拓影では判然としない。どちらにしても、文の解釈に大きな影響はないが、著録 a と c は、「王射」と読んでいる。「王射」の用語例は、金文中に数件ある。麥尊には辟雍における儀礼中で、王が射を行い、侯が従っていることが記されている。令鼎には、藉田の礼において、王が射を行い、随従の有司・師氏・小子が会射を行っている。鄂侯鼎には、王の射に鄂侯が会射している。このように周金文に王の射に続いて随臣が射を行うことが見えている。その形が殷代にもあったということが、この文から分かる。

2 □ 李学勤 a は、この字を「奴」に隸定し、「賛」と読む説を引いて、意味は「佐、助」であるとし、「賛射」は王射を佐助する義としている。朱鳳瀚 b は、この字を「𠄎」に隸定し、文献の用例を引いたうえで、ここでは「復、再、又」の義と解している。すなわち、王が一箭したあと、続いて三箭したという解釈である。王冠英 c は、この字を「般」と隸定している。後出の般字と形が異なるが、原器を子細に点検して「般」字であると言っている。すなわち、この部分を王射一と、般射三、合わせて四箭としている。竈の背中に四本の箭が刺さっていると数が一致する点に共感できる。ただ、私が見たところでは、「般」だと言えるほどには見えなかった。また、王氏は、「射三」は「三射」の合文の可能性があると云っている。確かに、射字の傾きと三字との近接状態を見ると合文と見ることも可能であるが、断定はできない。□字の読み方は、それぞれであるが、いずれも可能な読み方である。ただ、李氏と朱氏が「夕」としている部分は、この形と見るには無理がある。「般」字であれば、文意を通じやすい。ただ、実見したところ、私には第四行の「般」字と同形と見ることもできず、「般」字と読むことはできなかった。当面、不明字としておく。

2 率 李学勤 a は、「率」に行構えを付した字としたうえで、「率」に通ずるとしているが、行構えに解した字画は、

率字の一部分で、単に「率」と読むのが正しい。また、李氏は「率」を『詩・假樂』箋に「循也」とあるのを引いて、「三率」は「三循」であるという。また更に、王射一箭と賛射三箭と合わせて四となり、鼉の背にある箭数と一致すると言っている。

朱鳳瀚^bは、「率」と隸定し、総計の義に解している。王冠英^cは、「率亡」を「完全にくない」の意味だとし、「王が一箭、般が三箭」と解している。

2 灋 「灋」は「法」の古体で、金文では、「廢」義に用いるのが通例である。廢矢は、命中しない矢(箭)の義である。

3 寤 寢の略体。官職名。著録^a ^bともに、官職名という。朱鳳瀚^bは、寢宮内で王に服侍している近臣だと説明している。呉鎮烽『金文人名彙編』(二〇〇六年、修訂本)に、商代晩期の人名として寤某の例を八件記録し、いずれも寢を「商王朝において宗廟寢室の管理を担当した官職」とあると言っている。

3 廋 個人名。字形は模糊としている。先人の積字に従って廋字にしておく。廋字であれば、金文としては初出の字である。著録^a ^bともに人名としている。

3 兄 賜(賜る。贈る。)の義に用いている。

3 作冊 官職名。

4 般 受賜者であり、本器の作器者の名である。

4 奏于庸 李学勤^aは^aに、商王が寢廋に命じて作冊般に鼉を賜与させる際に、その「指示を伝達する」ことをいうのだと言っている。また、文献および卜辞に見える「奏庸」の用例を引いて、「庸」は「鏞」(大鐘)で、奏庸は鐘を撃つことだという解釈も述べている。朱鳳瀚^bは^bに、李学勤と同じく「庸」を「鏞」と解して、商時代晩期では「鏜」(打楽器の一種)を指すとの見方を示すとともに、更に論じて、「庸」を『周禮・春官』中の「典庸器」の「庸器」と解し、その鄭注賈

公彦疏から「庸」を伐国所獲之器と見ることもできると言っている。その際には、「奏」は書く・銘記するの義となる。ただし、朱氏は意識した文では、鐘を撃つを取らず、庸器に銘記するを採用している。王冠英は著録cに、鐘樂を演奏する義としてゐる。

「奏」字は、商周金文では、これが初出であろう。この字の構造は、篆文の奏字とほぼ同じであるところから、奏字に読んでよいだろう。奏字には、君主等に進言奏上する義と音楽を演奏する義とあるが、奏樂の義の方が古いという見方がある。「庸」字の金文における用例は少ない。それらは名詞ではなく、鐘に関わる例はない。

この銘に「奏于庸」と書いているところに着目すると、鐘を撃つと読むことには、語法上、無理がある。かりに、庸が鐘だとしても、奏字は書きとどめるの義に近いと見た方がよいであろう。庸を伐国所獲の器というのも一解ではあるが、前文から、王が出行し、それに関わって射が行われたことは分かるが、伐国があつたかどうかまでは分からない。ここでは「庸器」の義で、この鼈形器を指していることと見ることとしたい。よって、「奏」は、銘記せよと言つたということであり、鼈背にある本銘がその実現したものということになる。

4 母 李学勤aは、「母」の字が乙丁などの十干の文字を伴っていないところに着目して、この器は、礼器ではなく、当時、作冊般の母は生存していた可能性が大きいと言ひ、銅鼈は商王が記念品として贈つたものであるという。その証として、「貉子卣」が王から鹿を賜つて鹿紋の器を作り、「駒尊」が駒を賜つて駒形の器を作っているなどの例を挙げている。朱鳳瀚bは、この字を「女」と見て、「汝」の義と解している。王冠英cは、作冊般が母親に献上したものだと言っている。

「作母寶」の寶のあとに、金文の通例では、隣彝などの文字がある。これを省いたものであろう。この位置に「汝」を書いた例は、これまでにない。母字の前後に十干も個人名や親族呼称・身分呼称も伴っていない例が、わずかながら存在する。

「□作厥母寶尊段」（□作厥母簋『集成』三六七三）、「姜林母作母段」（姜林母簋『殷周金文集成』三五七一）、「佳作母尊」（佳作母尊鬲『西清續鑑』乙編一四・〇二）、「子咸作母尊彝」（子咸鼎『集成』二二七一）がその例で、西周早期から晩期に

わたっている。姜林母簋の場合、亡き母の器を作ったと見るべきであろう。すなわち、本器の母が生者であると言い切ることはできない。生者だとすると、「寶」字も裝飾愛玩品の意味となるであろう。そのような意味で、母のために箭の刺さった鼈を作るであろうか。不自然である。本器の母は、亡き母と解し、寶は寶尊彝の略語と見るべきであろう。射における名誉を記し、器形もそのことを表現して、母を祀る祭壇に飾ったのであろうと推測している。

〈器の年代について〉 李学勤 a は、作冊般の關係した既存の銅器三件を挙げたうえで、作冊般甗に帝辛の人方征伐を記しているところから、本器の年代も帝辛時期と定めている。朱鳳瀚 b は、銘の文字が商時代晚期晩葉の金文の特徴を示しているところから、この器の鑄成年代を商代晚期晩葉、およそ帝乙・帝辛時期としている。王冠英も字体が商晩期の作風だといっている。これらの見方には、同感である。

〈器形と製作意図について〉 朱鳳瀚 b は、鼈体に陥入している四箭について、その形から箭の末端部分であり、箭の大部分が鼈体突き抜けているのは、射を行った商王の武力のはなはだ勝れていることを示したものだという見解を示している。また、王冠英 c は、銅鼈のサイズや、箭の作りから見て、この器は模型であり、商王の射の百發百中の神威を顕示するものとして作ったものだと言っている。

この器の形は、通例の礼器には見られない。極めて珍しい形をしている。実際にあった状況を、そのまま形に残したような造形である。

〈鼈について〉 王冠英 c は、「美味之水産品」であり、「染指」の故事（『左傳』宣公四年）を紹介している。また、動物学上は、鼈科に属し、形がやや大きく、一般に二六〇〜七二〇cm。商周時代、河南一帯の気候は温暖で、洹水に鼈が生息できた、

と言っている。

〔箭尾の形について〕 箭の尾羽が四本ある。その形について、李学勤 a と王冠英 c は、この点を論じて、既知の形とは違うことなどを指摘している。

〔射儀と竈〕 十三経中に、射儀に関する用例はおびただしい件数があるが、竈が登場するものはない。射に関する金文中にも竈が登場する前例はない。今回の例が初出である。金文中における射の記述という点でも、本器が最古の例である。銘文に、王が作らせていること、作册般が賜与を得て、亡母の器を作っていることを考えると、礼器として作ったと考えてよいであろう。また、本器の射は、王が主体となつて行つており、同時に王以外による射も行われている点、その際の功勞者（作册般）が賜与を得ている点などに、儀礼としての射の要素が含まれている。ただし、西周金文に見えるような射儀のように、定型化しているものとは思えない。

（浦野）

〔著録〕

- a 李学勤 「作册般銅竈考釈」 『中国歴史文物』二〇〇五年一期
- b 朱鳳瀚 「作册般銅探析」 『中国歴史文物』二〇〇五年一期
- c 王冠英 「作册般銅竈三考」 『中国歴史文物』二〇〇五年一期
- d 袁俊杰 「作册般銅竈所記史事的性質」 『華夏考古』二〇〇六年四期
- 東京国立博物館 『悠久の美』 二〇〇七年一月
- e 李凱 「試論作册般竈与晚商射礼」 『中原文物』二〇〇七年三期

二 柞^{さく} 伯^{はく} 簋^き

〔時期〕 西周早期（康王時期） 西周早中期（昭王穆王時期）

〔出土〕 一九九三年、河南省平頂山薛莊鄉応国墓地M二四二

〔所蔵〕 未詳

〔隸定〕

- 1 隹八月辰才庚申王大射
- 2 才周王令南宮率王多
- 3 士師魯父率小臣王徇
- 4 赤金十反王曰小子小臣
- 5 敬又夬隻則取柞伯十
- 6 □弓無法矢王則畀柞
- 7 伯赤金十反徃易稅□
- 8 柞伯用乍周公寶尊彝



〔銘文拓影〕『文物』1998-9



〔器影〕（『文物』1998-9）
通高16.5 口径17 底径13.4cm

〈通読〉

佳れ八月、辰は庚申に在り。王大射す。周に在り。王南宮をして王の多士を率^{ひき}ゐ、師魯父をして小臣を率^{ひき}ゐしむ。王赤金十反を禪^{おく}らん。王曰はく、「小子小臣よ、敬しみて夬^{けつ}するあり、獲たれば則ち取れ」と。柞伯十口弓して法^は（廢）矢無し。王則ち柞伯に赤金十反を昇^あへ、徭^め税口を賜ふ。柞伯用^もて周公の寶尊彝を作る。

〈大意〉

八月、王が周において大射を行った。南宮には王の多士を率いさせ、師魯父には小臣を率いさせた。王は、小子小臣たちに弓を引いて（勝れた者に）赤金十反を与えようと言った。柞伯は十矢とも命中した。王は柞伯に赤金十反を与え、徭（柞伯に）税口を賜った。柞伯は、そこで、周公のための宝尊彝を作った。

〈註釈〉

1 王 西周の王。著録aには、器の年代を考証して、康王とするのがよいと言っている。著録cには、昭王・穆王時期と推定している。

1 大射 文献には、王あるいは諸侯が行う大射の記事がある。この文では、王が主催して大射を行ったことを記している。著録cでは、大射を君臣があいともに習射することであると説明しているが、練習する意味ではなく、儀礼の一環として行っていると見るべきである。

2 周 大射を行った場所。この周がどこであるか、明確にできない。「在宗周」、「在成周」、「在周」と記した銘文が

多数あるところからすると、宗周か成周のように思えるが、どちらかに決めることはできない。著録a cは、鎬京（宗周）と見る説を採っている。

2 南宮 人を指す。著録aに、『周禮』天官の「宮伯」に相当することを論じて、官職名に由来する呼び名と見る説を述べている。著録cは、周の王子としている。

「南宮」は、他の金文銘にも見えており、太子や王子を言うとする説や、氏名とする説があるが、この文において、王命を受けて師魯父と並列されているところから見て、官職名をもって呼ばれていると見るべきである。

2 率 率いる。引率する。字形は、之繞があるが、同義である。

2 多士 士は、金文の用例から見ると、官職名又はその地位にある人物をさす身分称号である。このことから多士を推定すれば、士の身分にある者の総称であろう。後の卿、士、大夫に相当するような用語とみてよいであろう。

多士について、著録aは、次のように、多くの武士と解している。

すなわち、『尚書』顧命に見える「大保命仲桓、南宮毛、俾爰齊侯呂伋、以二千戈虎賁百人、逆子釗于南門之外」の記事と『周禮』天官に見える宮伯の職責「宮伯掌王宮之士庶子、……若邦有大事、作宮衆則令之。」と本銘文中に見える「南宮率多士」とを対比して、王多士が虎賁百人、王宮之士・庶子に相当すると言っている。又、それが貴族大学の学生であることを著録bで論じている。又、士について、冠礼を行った貴族の成年男子を言い、兵役に服する義務があったと説明して、王多士は、周王のもとに属する多くの武士であると言っている。

この説は、この文においては、成り立つが、他の金文においても成り立つかどうかは、検討を要する。士が官職名と推定できる例（趙簋）があること、その地位にある人物を指すと考えられる用例がいくつもあることを併せ考えると、武官に属する官名と見るのがよい。

3 師魯父 師は、武官の官職名。士よりも地位が高く、大師が武官の最高位であろう。魯父は、個人の称号。字の可能

性がある。

3 小臣 官名。朝廷の官人。著録 a に、年の若い臣、年若い奴隷と解している。小臣には、礼器を作る（小臣氏樊尹鼎）、鼓鐘を賜る（克鼎）例があり、年若いとか奴隷であるとは考えがたく、この説には賛同できない。

著録 c には、『周礼』『儀礼』に見える王が行う大射における官名を整理して、司馬（主管）、射人（主管を補佐）、小臣・僕人（具体的な執行官）と示し、静簋の用例とも対比して、小臣の地位が高くないことを指摘している。

3 𠄎 字形が訛変しているが、𠄎字であり、文意から見て、著録 a に「贈与する」の義とするのが妥当である。
著録 c には、「遲」に積して、「待」（懸賞金をかけて待つ）意と解釈している。これは、『説文』に「遲」字の籀文として「𠄎」を載せているところから来た旧来の説である。

4 赤金 金は、青銅。銅器製作の原料となる。赤金は、赤色を帯びた金の義であろう。

4 十反 反は、数量詞。当時の金（青銅原料）は、円餅状であったようである。これを数える量詞として「反」を用いた。板、版、𠄎字が同類の文字である。

4 小子 小子は、元来、王家の血脈を引く者に対する身分呼称で、小子が礼器を作することを記した銘文がいくつもある。又、謙遜の意を含めて自称として用いている例がある。この文においては、小子と自称するような地位にある人を指していると考えらるべきである。

著録 a b は、小子小臣を射の競技に参加した年若い学生だと見ている。この銘文における小子は、王多士とも呼ばれており、同時にそれは周王の護衛隊員であり、貴族大学の国子であるとも言っている。この解釈には同意できない。

この銘文においては、多士と小臣が集合しているところで、王が小子小臣よ、と呼びかけているところからすれば、小子が多士でもあったように見えるが、そのように断定するだけの証拠はない。ここにいう多士の中に、小子階級の人がある可能性はあるが、多士がすべて小子階級の人であったとは言い切れない。

5 敬又夬隻 第三字は、「夬」（ゆがけ。矢を射る時に指にはめるもの。決、抉と同じ。）に積するのが、文意に合う。著録cには、趙平安「夬的形義和在楚簡中的用法」を引いて「ゆがけ」と解している。

著録aは、「敬友。又、獲……」と読んでいる。友と又の文字の書き方が違うことを指摘している。又、「獲」は矢が的に当たったことをいうと説明している。「獲」は、命中の意味であろうが、第三字の点は、偶然にできたものではなく、意識してつけたもののようなのである。そうだとすれば、第二字と第三字は、別字として読まなければならない。

著録dは、第三字を又に積して「挟」（手指をもって挟み取る）の意味だと言っている。

著録eには、夬字について、郭店楚簡に見える同一字形から「賢」と読むべきだと言っている。「賢」は「より多い」「勝る」の意味だといひ、文献中の「賢獲」等の事例を挙げている。すなわち「敬有賢獲則取」（つつしんで射の命中次數の多い者は、赤金十鈔を取ることができ）と読む。『儀礼』郷射礼に賢獲の語が見え、賢を勝の意味で用いている点は、参考とすべきであるが、夬に読んでも十分に意味が通ずる。今、夬で解釈しておく。

5 柞伯 作器者名。文末に周公の尊器を作ると言っている。すなわち周の王族に連なる人物と見られる。柞はその封国名と推測できる。

著録cには、柞は文献中の胙国と見ている。『左伝』僖公二十四年習富辰云、凡蔣邢茅胙祭、周公之胤也」とこの銘に周公の彝を作ると記していることが一致すると指摘している。その可能性は否定できない。

5 十弓 著録acは、□字を偏（称）に積して、文献で拳といい、十本の矢を射ることだという。意味は、その通りであろうが、□字の左偏は人偏ではなく、偏とは異なる。

6 法矢 法は、廢の義。法矢は、的に命中しなかった矢の意味。

6 畀 与える。著録aは畀に作り、畀に通ずるといふ。

7 诰 人名。王の賜与に加えて、この人物が柞伯に賜与したことを記したものである。このように、王の賜与に併せて賜与

するという形式が、西周金文中に散見する。この銘文では、併せて賜与した人物は、受賜者・柞伯より高い身分であるとする、王族であるかもしれない。

著録 a は、この字を「誕」と隸定して「申」（「重ねて」の意味を含んでいる）の義だという。著録 c は、「遂」に読んでいる。いずれも先例のある読み方であるが、これらの説は採らない。

7 祝□ 祝敌（シユクギヨ）。ともに樂器の名で、祝は演奏の始めの合図に、敌は演奏の終わりの合図に使う樂器だという。祝字は、禾偏に書いているが、今の祝字であろう。□字は動物形である。あるいは、虎の変形かもしれない。虎ならば、敌と字音が近いことになり、敌は、虎形に作られていたという記録とも合致する。

著録 a に、祝は祝で、□は「見」として、「見」は管あるいは桴（小鼓）で、ともに樂器だとしている。□字は、下部が儿（ひとあし）であるかどうか疑わしい。著録 c に、祝敌に解している。この説に同意見である。□字は、下部が

（器の年代について）

著録 a には、器形、紋飾、字体上からも、「辰在庚申」の記日記時形式からも成王康王時期の器に近似しているとい、銘文に見える南宮が『尚書』顧命に見える康王即位時の南宮毛と同一人と考えられる点を考慮して、この器の年代を康王時期とするのが適切だと言っている。

李学勤は著録 c で、かつて「佳八月辰在庚申」の記述形式が西周早期後半から中期に流行したことを論じたことをいい、又、南宮の名が昭王期の中方鼎、中觶に見えること、さらに、器形上、圈足の下にさらに足を加えた形式の器は、いずれも昭穆時期であると指摘している。

この二説、時期比定に相違がある。中方鼎、中觶について、著録 a では康王時期とし、著録 c では昭王時期としている。

基づく器の時期観が異なることによって相違が生じているようである。

〈射礼について〉 著録bは、大射礼と西周の教育制度について、項目を立てて論じているが、その論点については、以下のようにその基礎となる語の釈に問題があり、同意できない。

〈小子、小臣、大師小子の解釈について〉 すでに語句の註釈においても言及したが、あらためてこれらの呼称の意味を述べ、著録bの解釈への反論をまとめておく。

(1) 小子・小臣の解釈 小子や小臣は、学生ではない。射技を競いあつたのは、貴族や諸侯が集まる儀礼の場である。辟雍が貴族の子弟を教育する学校の働きを持つていたとされているが、射技を披露した者を学生に限定する根拠はない。小子は、元來、王家の血脈を引く者に対する身分呼称であり、小臣は臣下であるが、小子や小臣が青銅器を作っている例が相当量存在し、一定の地位と身分がある者である。若い学生とは考えがたい。したがって、著録bが柞伯簋の銘文から西周時期における教育制度を論ずることも適切ではない。

(2) 大師小子の解釈 著録bは、大師小子の用例を五件示した上で、大師を三公の一で大学の教官を兼務している者とし、小子を大学の学生と解している。しかし、例示された語は、大師と小子を切り離して、別人として解釈することはできない。例えば、「大師小子師望」は、「大師小子師望作……」「大師小子師望曰く……」とあり、大師と小子を別人と解釈することは師望との関係も不明となり、成り立たない解釈である。「大師の職にあり小子の身分である師望という人」と解釈すべきである。他の例も同様に大師と小子とを別人として分割して解釈することは誤りである。

(浦野)

〈著録〉

a 袁俊杰、姜濤、王龍正「新發現的柞伯簋及其銘文考釈」『文物』一九九八年九期 五三頁

- b 廖佳行、袁俊杰、王龍正「柞伯簋与大射礼及西周教育制度」 『文物』一九九八年九期 五九頁
- c 李学勤「柞伯簋銘考釈」 『文物』一九九八年一一期
- d 馮時「柞伯簋銘文刺義」 『古文字研究』二四輯 二〇〇二年
- e 陳劍「柞伯簋銘補釈」 『甲骨金文考釈論集』綫裝書局 二〇〇七年四月 一頁

三 長ちやう 由ふつ 盃くわ

〈時期〉西周中期（穆王時期）

〈現蔵〉中国国家博物館（『全集』） 〈旧蔵〉陕西省博物館（『陝青』）

〈出土〉一九五四年一〇月、陕西省長安県關門鎮普渡村墓葬

〈隸定〉

- 1 隹三月初吉丁亥穆王
- 2 在下減应穆王鄉豐卽
- 3 井白大祝射穆王蔑長
- 4 由呂逵卽井伯井伯氏彌不



器影 『中国青銅器全集』5・111
通高28.1cm 口径7.5cm

- 5 姦長由蔑曆敵對馭天
- 6 子丕杯休用肇作障彝

〈通読〉

佳れ三月初吉丁亥、穆王下滅の应に在り。

穆王饗醴す。井白に即^つき、大祝射す。

穆王長由を蔑^あはし、以て遼^たけて井伯に即^つか

しむ。井伯氏^つ彌^あみて姦^あたず。長由蔑^あ曆^あせ

らる。敢て天子の丕杯なる休に對揚して、

用て肇^三に障彝を作る。

〈大意〉

穆王は下滅の行宮において饗醴を行った。その際に、井伯の組に即いて、大祝が射を行った。穆王は、長由の技を旌表せられ、井伯の組に即いて儀礼に参加させた。井伯はとどこおりなく射儀を全うし、長由はその功を賞せられた。

〈註釈〉

- 1 穆王 西周第五代の王。この文から、穆王の称号が生称として用いられていることが分かる。
- 1 下滅 地名。元年史旃簋に「王才滅应」とある。蔡殷に「王才口应」とあるのも滅应らしい。『通釈』は、滅には上



〈銘文拓影〉『商周青銅器銘文選』163

下の二地があつたと考えられると言っている、『銘文選』は同一地と見ている。

1 卮 郭沫若 a は、居に積するが、陳夢家 c は「是れ金文における卮は『説文』における「麇」、すなわち行屋である」とする。『五省』は行朝（臨時朝廷）と注している。『通釈』は、「行宮・別宮」の類と解すべきものである、と言う。用例は、みな卮の上に地名を冠している。そのことから、行宮の義と見たのであろう。

2 郷饗 饗醴。『左伝』莊公十八年の条では、「虢公・晉侯、王に朝す。王饗して醴あり。之に宥を命ず。」とあり、王に朝覲する者に対して与えられる礼である。

2 卽 つく(就)。

3 井白 穆王期の器銘にしばしば登場する人物である。共王期の趙曹鼎や豆閉殷にも同名が見られ、両時期にわたる人物と考えられる。金文中の諸侯名の井伯は文献上の刑伯と考えられている。

3 大祝 官名。李亜農 b は「大祝は是れ官名、『周禮』春官下に、大祝は六祝の辭を掌る」と周禮を引く。陳夢家 c もこれを官名としている。

3 長由 作器者名。他器に同名を見ない。「長」は銘文中に二見する。本銘では、女に従っているが、同出の簋銘では女の部分がない。よって本銘は「長」の異文であることがわかる。「由」は、『説文』卷九に「由鬼頭也。象形。敷勿切」とあるのに従って、フツと読んでおく。『断代』に、便法として「長思」に読んでいるが、説文に言う「思」字の上部とは形が異なるので、この説は用いない。

3 蔑 この字、第五行にあるように「曆」と併せて用いることが多く、その意味について多くの議論があるが、今、「表彰する」の義としておく。くわしくは、蔑曆の項を参照。

4 呂達 呂は、以。達は速に隸定されることが多い。『通釈』は「以」には與・率の訓があり、本器における射は、おそらく長由と大祝が卿射（会射）を行ったとみてよいと言っている。『銘文選』では「長由が王命によって井伯の所に就く」

と解している。李亜農 b は、「迷」について「禮記儒行、今世之を行う、後世は以つて楷と為す」といい、迷を楷と解するが、無理な解釈である。

遼字には、人名以外の用例が二件ある。单伯昊生鐘に「丕頤皇祖烈考遼匹先王」、史牆盤に「□惠乙祖遼匹厥辟」とある。遼匹は疊韻の語で弼の義である。今、弼の義で読む。

4 井々伯々 井伯の二字に重文符号がある。『通釈』は、井字に重文符号がないとみて、「井伯、伯氏」と読んでいるが、そのような重文符号の用例はない。

4 氏 氏にも重文符号を認めて読む説があるが、氏に二点があるかどうか、判然としない。井伯の繰り返しだとすると、氏は、別義を考えることとなる。その考えで、李亜農、陳夢家は氏を「祗」とみて、『爾雅』「釋古」に「祗、敬也」とあるのを引いて説明している。ただし、氏字を祗の義に読む金文の例は、これまでにない。氏字の用例は多量にあるが、みな氏姓の氏である。井伯氏の用例はないが、伯氏、公氏など、近似した言い方があることを考えると、井伯氏という読み方も完全には否定できない所がある。ただ、拓影を比較すると、井伯の二字には必ず二点があるが、氏には点が見えないものがある。氏字の点らしきものは、器面の傷か腐食の可能性が高いように思われる。今、敬（つつしむ）の義で読んでおく。

4 彌 この字、これまで、彌に隸定されてきたが、字形は、彌である。郭沫若も李亜農も彌と見て、「引」義であるとする。『説文』に「引は、弓を開くなり。弓は引に従う」とあることに基づいている。『通釈』は、「彌不姦」とは司射としてその射儀を完うしたことをいうのであろう、と解している。文意はその意味であるが、字形を弓と寅とからなる字と見て、「射に関する字であることは疑ない。寅は両手で矢幹を正す象で、演・敬・強の諸義はそこから生じている。」と言っている。『銘文選』は、前字と合わせて、氏彌に隸定し、祗寅と見て、大敬の義としている。その根拠として、『易』「繫辭下」に「無祗悔」の王弼注「祗、大也」。寅は『爾雅』「釋古」に「敬也」とあるのを引いている。以上のように諸説「彌」字に解釈して論じている例がある。

この字、拓影を子細に観察すると、右旁は寅に近い字形に見えるが、寅とは違う要素が見える。近似形を探索すれば、この字の右辺が爾であることは明らかである。『金文編』は彌字の条に収録している。金文中、彌の用例には、「黄耇彌生」（史牆盤）、「彌厥生」（蔡姑簋）、「考命彌生」（罍）、「永命彌生」（叔弓孫父簋）の類と「彌忱匄匡」（禹鼎）、「彌心畏忌」（罍）の類とがある。後者の類における彌字には、恐れ慎むの義がある。この意味であるとすれば、『通釈』『銘文選』の解釈と同様の意味となる。かつ、直前の氏字とも同義ということになる。よって、氏彌を併せて「つつしむ」と読んでおく。

なお、氏字が氏姓の氏であるとした場合は、「井伯氏彌つひみて姦あやまたず」と読むことになる。

5 蔑曆 この語の解釈は、意見が分かれているが、善行や功勞を公表して表彰する（旌表）義としておく。李亜農は、「黽勉」すなわち、つとめ励むの意と解し、于省吾は「釋蔑曆」で論じて、「蔑曆」は「厲翼」と読むべく、奨励の意であるとす。唐蘭は「蔑曆新詁」（『文物』一九七九年五期）において、于省吾の説をはじめ諸説を検討し、曆を歴、すなわち出身・経歴（功績を含む）の義とし、蔑を伐、すなわち称美の義であると言っている。また、白川静『通釈』は、「軍中の媚女を伐つてその呪力を断つのが原義で、転じて軍功を伐旌するをいう」と言い、本銘について「ここでは、王が親しく長由の勞を旌表し、井伯のところに就いて射儀を行わせるをいう。」と説明している。

6 丕杯 丕丕と同じ。丕頤と同類の語。大いなる、偉大なるの義。

〈器の出土について〉 一九五四年一〇月に、陝西省長安県關門鎮普渡村から西周初期と認められる鼎四、甗一、壺一、勺一、觚二、爵二、壺一が出土したが、『考古学報』一九五七年一期の「長安普渡村西周墓的發掘」の報告によれば、この盃の他に有銘の壺、鼎、觚、甗、卣、簋がそれぞれ一件ずつ伴出した。出土地は、豊鎬遺址内である。

〈射儀について〉 『禮記』卷第六十二・射義第四十六には、「古者諸侯之射也、必先行燕禮。卿大夫、士之射也、必先行

郷飲酒之禮。故燕禮者、所以明君之義也。郷飲酒之禮者、所以明長幼之序也」とあり、これに呂氏が注したところによれば、「諸侯の射は大射といい、卿大夫の射は卿射といい、射は男子の大事である。必ずこれを飾るに禮・樂を以てするのは、人の徳を養う所以である。之れ周旋は禮に従う。蓋し燕と郷飲とは、燕に因りて賓を娛しましむ。娛しみが有つて禮が無ければ、大射は有り得ない。故に大射・卿射には必ず禮が有るといふ。禮が有つて義がなければ、大射も卿射も有り得ない。故に君臣の義と長幼の序を明らかにすることになる」と説く。

陳夢家は著録^cで、本器における「大祝射」の句を、「并就井白與大祝同射」と三字を加えて解しているが、句の主語は上文の穆王であるから、王が刑伯に就いて大祝に会射せしめる意となる。また、穆王が長由の功績を表彰して、刑伯のところに就いて射儀を行わせたことを言ったのである。

(高澤)

〈著録〉

- 李長慶「陝西長安闕門鎮發現周代文物簡報」『文物參考資料』一九五五年二期
- 何漢南「長安斗門鎮西周墓清理工作結果」『文物參考資料』一九五五年二期
- a 郭沫若「長由盃銘釋文」『文物參考資料』一九五五年二期
- b 李亞農「長由盃銘釋文注解」『考古學報』第九冊一九五五年
- c 陳夢家「西周銅器斷代」五『考古學報』一九五六年三期(略称『斷代』)
- 于省吾「釋蔑曆」『東北人民大學人文科學學報』二・二三六 一九五六年
- 于省吾『商周金文錄遺』二九三 一九五七年
- 陝西省文物管理委員會「長安普渡村西周墓的發掘」『考古學報』一九五七年一期
- 陳直「考古論叢・長由盃釋文并說明」『西北大學學報(人文科學)』一九五七年一期

- 唐蘭「五省出土重要文物展覽圖録序言」 『五省出土重要文物展覽圖録』一九五八年（略称『五省』）
 陝西省博物館・陝西省文物管理委員會藏『青銅器圖釋』三六 一九六〇年（略称『陝青』）
- N. Barnard. A Recently Excavated Inscribed Bronze of the Reign of King-Mu of Chou, Monumenta Serica Vol. XIX. 1960
- d 樋口隆康「西周銅器の研究」 『京都大学文学部紀要』第七 一九六三年
 白川静『金文集』二・二五五、二五六 二玄社『書跡名品叢刊』一九六四年
 白川静『金文通釈』一〇三 一九六八年（略称『通釈』）
- e 孫稚鄒「長田盃銘釋文匯釋」 『古文字研究』第一三輯 一九八六年
 上海博物館『商周青銅器銘文選』一六三 一九八八年（略称『銘文選』）
 洪家義『金文選注釋』一三二〜一三九頁 一九八八年
 侯志義『西周金文選編』六三 一九九〇年
 陳邦懷『嗣樸齋金文跋』八二頁 一九九三年
 馬承源・主編『中国文物精華大辭典・青銅卷』五二〇 一九九八年
 馬承源・他『中国青銅器全集』5西周1・一一一 一九九六年（略称『全集』）
 中国社会科学院考古研究所『殷周金文集成』修訂增補本六・〇九四四五 二〇〇七年

四 老 簋

〔時期〕西周中期（穆王頃）

〔現蔵〕台湾・個人

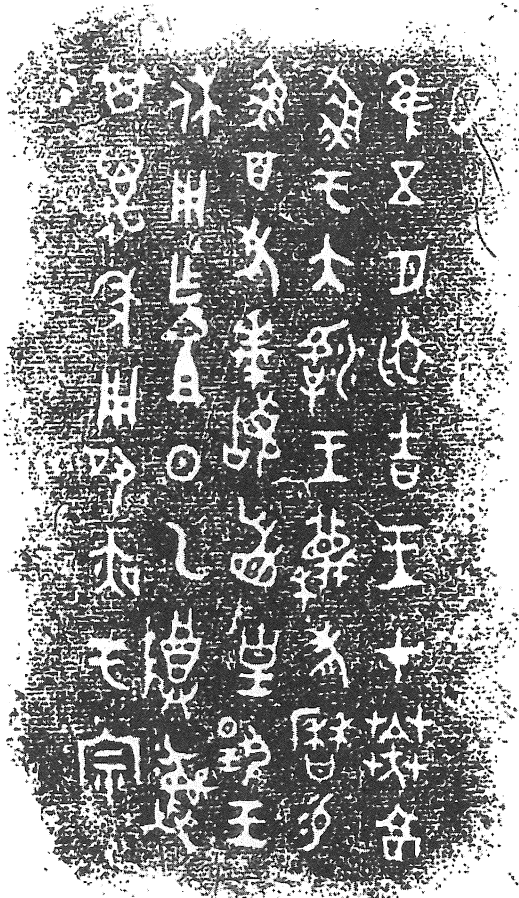
〔出土〕未詳

〔隸定〕

- 1 隹五月初吉王才蒼京
- 2 魚于大滹王藁老曆易
- 3 魚百老拜頤首皇颯王
- 4 休用乍且日乙隣彝
- 5 其萬年用夙夜于宗

〔通読〕

隹れ五月初吉、王蒼京に在り。大滹に漁す。
 王老の曆を蔑はし、魚百を賜ふ。老拜稽首
 して皇ひに王の休に揚へ、用て祖日乙の尊彝
 を作る。其れ萬年ならんことを。用て宗に夙



〔銘文拓影〕『雪齋學術論文二集』2004

夜せよ。

〈現代語訳〉

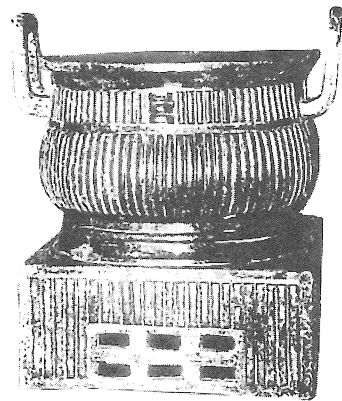
五月の初め、王が蒼京においてになり、漁礼を行われた。(その際の功績によつて)老が表彰されて魚百を賜った。老は深く拝礼して王のご褒美に応え、祖先乙の(祭礼に用いるこの)器を作った。(老家が)万年まで永続し、宗廟の祖祭に努めよ。

〈註釈〉

1 蒼京 周王朝の都城の一つ。ここで、王朝の重要な祭儀を行うことが多く、この中に辟雍があつた。蒼京の所在地については、王国維の「周蒼京考」(『觀堂集林』二・六)以来、諸学者の見解が分かれており、確定していないが、劉雨が「金文蒼京考」(『考古与文物』一九八二年三期所載)に諸家の説を検討した上で、麥方尊銘を引いて、蒼京は鎬京(宗周)の近傍にあつたと言っている。白川静は、豊京の一部分を蒼京と呼んだと見るとともに、のちに鎬京に移転したという考えを示している。今、西安市の西、長安県に豊鎬遺址と称する一帯がある。この地域から西周期の墓葬や車馬坑等が多数発見され青銅器も相当量出土している。この地域に蒼京や辟雍があつたのであろうと考えている。

2 魚 漁の義。儀礼としての漁である。

2 大滹 張光裕は、この字形を分析して、「滹」に隸定し、大池とは別の言い方であるが、大池と同様に王室が射漁の礼を行う場所であつたと言っている。また、辟雍の制度がどのようなものであつたかは、はっきりしていないが、金文や古籍の記載から考えると、乗舟と習射に關係のある地点に水沢があり、その呼称に数種があつたと言っている。



〈器影〉『雪齋學術論文二集』

通高27cm 口径21cm

方座高10cm 底径20.7cm

2 蔑：曆 この語の解釈は、意見が分かれているが、善行や功勞を公表して表彰（旌表）する場合に用いる常套句である李亜農^bは、「黽勉」すなわち、つとめ励むの意と解し、于省吾は「釋蔑曆」で論じて、「蔑曆」は「厲翼」と読むべく、奨励の意であるとする。唐蘭は「蔑曆新詁」（「文物」一九七九年五期）において、于省吾の説をはじめ諸説を検討し、曆を歴、すなわち出身・経歴（功績を含む）の義とし、蔑を伐、すなわち称美の義であると言っている。また、白川静『通釈』は、「軍中の媚女を伐つてその呪力を断つのが原義で、転じて軍功を伐旌するをいう」と言い、「ここでは、王が親しく長由の勞を旌表し、井伯のところを就いて射儀を行わせるをいう。」と説明している。

2 老 人名。作器者。

3 魚百 魚は魚の義。百は数量。公姑鬲には、漁を行い、魚三百を賜ることを記している。莽京における漁の儀礼において、功勞のあつた者に魚を与えていたことがわかる。

3 皇揚 皇は、大いに、の義。揚は応える、報いるの義で、「對揚」と同義。

3 王休 休は休命・休賜の義。

4 且日乙 且は祖。日乙は廟号。

5 夙夜于宗 夙夜は、夙夕と同語で、朝夕、早晚の意。転じて、慎み勤める意に用いる。ここでは、転義で用いている。宗は宗廟（の祭祀）の意。

〈器の年代について〉

張光裕は、直条瓦稜紋方座簋という器形紋様は多く西周中晩期であること、莽京・漁・拝稽首・蔑曆・用夙夜于宗等の用語が西周中期或いは稍偏早時期の特色であること、虎簋蓋第二器（台湾・個人蔵）と老簋の大小、紋様、銹色が完全に一

致すること、虎簋蓋銘に三十年の年紀があり、在位年数と時期との整合性上、穆王時代以外にないことを挙げて、本器が穆王時期とする証拠としている。

妥当な推定であるが、本銘に、直接、穆王と記してはいないので、穆王時代に確定することはできない。今、穆王頃としておく。

〈漁について〉

この文から、蒼京において漁儀が行われ、功労者に魚を賜ることがあったということが分かる。

(浦野)

〈著録〉

李学勤「論虎簋蓋二題」『華学』第四輯(三七〜四〇頁) 二〇〇〇年八月

張光裕「新見老簋銘文及其年代」『雪齋學術論文二集』二〇〇四年一二月

鍾柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華・編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』二・一八七五 二〇〇六年四月

五 義ぎ 盃くわ 蓋がい

〈時期〉西周中期（穆王頃）

〈出土〉一九八四年、陝西省長安縣灃西大原村西周墓地M三〇四（豐鎬遺址内）

〈所蔵〉陝西省考古研究所

〈隸定〉

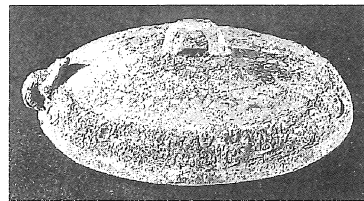
- 1 隹十又一月既生霸甲申
- 2 王才魯脚即邦君者侯正
- 3 有嗣大射義蔑曆眾于王
- 4 遼義易貝十朋對駟王休用
- 5 乍寶隙盃子々孫其永寶

〈通読〉

隹れ十又一月、既生霸甲申、王魯に在り。
 會す。邦君・諸侯に即きて、正有司 大射
 す。義 蔑曆せられ、王の遼およに眾あぶ。義 貝
 十朋を賜はる。王の休に對揚し、用て寶隙



〈銘文拓影〉『考古』1996-11



〈器影〉（『考古』1986・11）
直径18.8cm 通高7cm

盃を作る。子子孫まで其れ永く寶とせよ。

〈大意〉

王が魯において、会した。邦君・諸侯の組に即いて正有司が大射を行った。その際に、義が功勞を表彰されて、貝十朋を賜った。それに応えてこの盃を制作した。

〈註釈〉

2 魯 地名。蔡尊（『殷周金文集成』五九七五）に「王在魯」とある。

2 脚 会に同じ。礼の一種。

2 卽 卽く。射は二組に別れて術を競い合う。ここでは、その一組に卽く、所属するの意であろう。

2 正有司 正有司。この語は、金文中に初見の語であるが、正吏、正卿、正百辟のように正字を冠した官名があることから、ここでは有司に正を冠した官名と見ておく。有司は王朝における行政諸官をいう。『儀禮』士冠禮・鄭玄注に「有司、群吏有事者」とある。

3 蔑曆 善行や功勞を表彰される意。（既出）

4 遼 弼（補助）の義。この字を遼字に隸定して徠（来）の義に読んだ例があるが、遼匹の語例から見て、弼の義と見るべきであろう。ここでは、会礼における射儀において王を補弼するに及んだ意と解釈する。

〈器の年代について〉 本器の出土地である陝西省長安県の大原村と張家坡の一带から、西周時代の墓葬が一五〇〇近く発見されている。本器の出土したM三〇四号墓から伴出した陶器が西周晩期の要素が明らかであるところから、墓葬年代は、

西周晩期と推定されている。しかし、本器の文字は西周中期と見られ、同時出土の壺（有銘）も西周中期と考えられる。すなわち、三〇四号墓出土の青銅器は、一定期間、宗廟で使用されたものが随葬されたものと考えられる。文字の書法や書風から言えば、通簋や長田盃と比較しても同時期ないしは更に早い時期と思われるものがある。よって、中期でも最も早い穆王時期頃と推定しておく。

〈射儀について〉 銘文は、省略された記述であるが、王が魯において大射を行ったことを記している。すなわち、他器に見られるように蒼京辟雍において行われた大射ではないことに注目する必要がある。

（高澤）

〈著録〉

中国社会科学院考古研究所豊西発掘隊「一九八四年豊西大原村西周墓地発掘簡報」『考古』一九八六年二期

中国社会科学院考古研究所『張家坡西周墓地』一九九九年